

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第３号、旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○佐藤委員 判断できます。

○高花委員長 公明党。

○駒木委員 判断できます。

○高花委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○高花委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○高花委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○高花委員長 それでは、全会派等が判断できるということで、陳情第３号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○佐藤委員 会派としての結論は不採択であります。

不採択の理由を簡潔に述べます。

陳情者の要請は、調査実施主体の教育委員会や市長の調査手法に関するものであり、本常任委員会で審議する権限はないと考えることから、願意に沿い難く、不採択とすべきと判断しました。

以上です。

○高花委員長 次に、公明党。

○駒木委員 旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについて、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては、不採択と判断をさせていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきたいと思います。

いじめの実態や再発防止に関わる諸所の問題に対応しているところであり、国の文部科学省のガイドラインに基づいて調査を進めているところでもありますことから、願意に沿い難く、陳情第３号につきまして、不採択とすべきと判断させていただきました。

○高花委員長 民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合としての判断も不採択とすべきものと考えます。

以下、理由を簡潔に述べます。

陳情第3号につきましては、いじめ対応及び調査に係る職員または調査委員は、いじめの実態や再発防止に関わる諸所の問題点が明らかになる前に、いじめの被害を訴えている子やその保護者に対し、家族関係や家庭環境を詮索する聞き取りをしてはならないというもので、令和5年第4回定例会で、調査委員会の調査活動及び調査内容に制限を加えることは、十分な調査活動を阻害し、問題解決を遅らせるおそれがあること、調査に当たっては個人情報に十分配慮しながら行っており、家族関係や家庭環境の調査を行うことは背景を把握する上で欠かせないことであると、既に結論が出ていることであると私たちは考えて、不採択といたします。

○高花委員長 次に、日本共産党。

○中村みなこ委員 我が会派としても、願意に沿い難く、不採択にすべきと判断いたします。

陳情の趣旨を見ると、請願第1号の請願事項1、問題点が明らかになる前に、家庭環境を詮索する聞き取りをしてはならないについての議会判断は出ていないと捉えているようですが、請願第1号の審査結果の報告の中で、調査委員会の調査活動及び調査内容に制限を加えることは、十分な調査活動を阻害し、問題解決を遅らせるおそれがあるとあります。陳情事項にある、問題点が明らかになる前という調査のタイミング、家庭環境詮索という調査の内容、聞き取りという調査方法、いずれも前回の報告にある調査活動及び調査内容に含まれ、陳情事項を追加することで調査活動及び調査内容に制限をかけてしまうことになります。すると、前回の報告どおり、調査活動の阻害、解決を遅らせるおそれが生じるということから、不採択にすべきと判断いたします。

以上です。

○高花委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第3号については、私も願意に沿い難く、不採択とすべきだと思います。

調査を行わないというように、学校や調査委員会等の調査にも制限を加えることになりますので、現実には、あらゆる方法を使って様々な情報を集めたり、または保護者の協力を得たりする必要があることから、そういった制限を加えるような改正については必要がないというふうに考えます。

以上です。

○高花委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第3号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高花委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高花委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

続きまして、陳情第4号、旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○佐藤委員 判断できます。

○高花委員長 公明党。

○駒木委員 判断できます。

○高花委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○高花委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○高花委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○高花委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第4号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて順次お伺いいたします。

自民党・市民会議。

○佐藤委員 陳情第4号について、会派としての結論は不採択であります。

不採択の理由を簡潔に述べます。

陳情者の要請は、調査実施主体の教育委員会や市長の調査手法に関するものであり、本常任委員会で審議する権限はないと考えることから、願意に沿い難く、不採択とすべきと判断しました。

以上です。

○高花委員長 公明党。

○駒木委員 旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについて、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断をさせていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、諸所の問題に対して、条例を改正しなくとも、背景を把握することは欠かせないことであり、あえて改正を組み込まなくても、前回も申し上げましたが、個人情報を守らなければならないということを厳守するものとの認識から、願意には沿い難く、陳情第4号につきましては、不採択とすべきと判断をさせていただきました。

○高花委員長 続きまして、民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合といたしましても、陳情第4号については、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えます。

以下、簡潔に理由を述べます。

陳情第4号については、令和5年第4回定例会での請願第1号の、家族関係や家庭環境の調査を行うことは背景を把握する上で欠かせないことであるとした理由の一文をもって、家庭環境調査の必要性を全ての保護者たちに理解していただく必要があるとして、いじめ対応及び調査を行うに当たって、家庭調査も並行して行うという文言を旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例に追加しようというものです。調査委員会の調査活動及び調査内容は、自主的判断で行うべきであって、並行して行うこともまた制限を加えることにつながると考えます。

よって、願意に沿い難く、不採択とすべきものと考えます。

○高花委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 うちの会派も、願意に沿い難く、不採択にすべきと判断いたします。

いじめ対応、いじめ調査は、家族や家庭のみならず、学校での交友関係、教職員との関係、地域

の様々な人との関係、さらにそれらを取り巻くそれぞれの環境など、多岐にわたるものです。家庭調査のみならず、様々な人との関係や環境の調査は必須です。また、いじめ問題に関しては、一律に調査内容や項目を定めて、マニュアルどおりに調査するものではないと考えます。調査を進める中で、取捨選択されたり、重点として深めたりする観点もあること、並行してというように、調査のタイミングに制限をかけてしまうなどを考えると、家庭調査も並行して行うことをあえて明記する必要はないと考えます。

よって、不採択にすべきと判断いたします。

以上です。

○高花委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第4号について、私も願意に沿い難く、不採択とすべきと判断します。

先ほどの陳情第3号と正反対の内容になるんですけども、調査内容ですか手法については、それぞれ調査主体となる、例えば学校であるとか、調査委員会が独自で判断をすべきことでありますので、方針及び条例等で、その調査手法に制約を加えるような、そういう改正を行うべきではないと思います。

よって、不採択とすべきだというふうに判断をします。

以上です。

○高花委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第4号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高花委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和6年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第8号ないし議案第12号及び報告第6号の以上7件につきまして、理事者から説明願います。

○向井子育て支援部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページを御覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の保育所管理事務費でございます。特定教育・保育給付費の算定に要する、令和6年度公定価格の見直しに伴うシステム改修費として49万5千円を補正しようとするもので、財源は全額、一般財源となっております。

続きまして、補正予算書の13ページの債務負担行為に関する調書の追加分を御覧ください。旭川市放課後児童クラブ運営業務委託料でございますが、旭川小学校、西神楽小学校を除く公設放課後児童クラブの運営業務委託料として、令和7年度から令和11年度までの5年間で債務負担行為限度額を38億3千449万円で設定しようとするものでございます。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の改正についてでございます。議案第8号、旭川市家庭的保育事業等の設備及

び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の以上4件につきましては、それぞれ関連がありますことから、一括して御説明を申し上げます。

これら4件の条例につきましては、いずれも児童福祉法等に基づく関係省令等の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている幼児教育及び保育に直接従事する職員の配置基準について所要の改正を行うものでございます。施行日は公布の日としており、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間は従前の基準により運営をすることも妨げない旨の経過措置を設けることとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○坂本学校教育部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の9ページを御覧ください。10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の教育指導費、補正額99万9千円については、昨年度に引き続き、文部科学省のリーディングDXスクール事業実施のため、教育指導費の予算を増額するものです。この事業は、1人1台のタブレット端末とクラウド環境を活用し、効果的な教育実践を創出、モデル化していくものであり、緑が丘中学校、緑が丘小学校、西御料地小学校及び緑新小学校の4校で実施する予定としております。

次に、同じく9ページの10款教育費2項小学校費4目学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額1千万円、1つ飛ばしまして、永山西小学校増改築費、補正額1億500万円、同じく9ページの10款教育費3項中学校費4目学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額300万円については、労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用し、令和5年度及び6年度の2か年工事としている日章小学校耐震改修工事契約、明星中学校耐震改修工事契約、永山西小学校校舎・屋体増改築工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようとするものです。

次に、同じく9ページの10款教育費2項小学校費4目学校建設費、豊岡小学校増改築費、補正額2千796万5千円については、令和6年第1回定例会において、令和5年度予算として補正し、令和6年度に繰り越す予定でしたが、そのうち屋体増築分について、国庫負担金の交付決定が令和6年度となることにより予算を繰り越すことができないことが判明したため、令和6年度予算として改めて補正するものです。

次に、歳入でございます。補正予算書事項別明細書の5ページを御覧ください。17款国庫支出金2項国庫補助金7目教育費国庫補助金12節学校建築費補助金に544万4千円を追加し、13節リーディングDXスクール事業費補助金に99万9千円を計上するとともに、6ページの24款市債1項市債7目教育債1節学校教育施設等整備事業債に1億590万円を追加するものであります。

3ページに戻ります。第3表、地方債補正（変更分）の表の2段目、学校教育施設等整備事業については、市債の補正に伴い、限度額を2億5千500万円に引き上げようとするものでございま

す。

補正予算については以上です。

続きまして、議案第12号になります。旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本件は、旭川市立嵐山小学校及び嵐山中学校を廃止するために、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正しようとするものです。嵐山小学校、嵐山中学校においては、今年度の児童生徒数が5名となり、今後はさらに児童生徒数が減少する見込みであること、保護者から今年度末での閉校についての同意を確認し、地域からの理解を得ましたことから、今年度末をもって閉校とし、それぞれ忠和小学校、忠和中学校に統合しようとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤社会教育部長 報告第6号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年4月20日午後1時45分頃、旭川市科学館サイエンスシアター内で、科学館職員が主催事業において実験を行ったところ、実験装置が破裂し、その破片が観覧客2人に当たり、利用者が負傷した事故であり、その損害賠償の額について1件を3万3千574円、もう1件を2万3千871円と定め、5月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。いずれも市の過失割合は100%でございます。今後こうした事故が発生しないよう、職員全員の安全意識を高め十分な安全対策を講じた事業実施に努めてまいります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。令和6年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、スポットクーラーの取得について、こども誰でも通園制度（仮称）試行費等の繰越明許費繰越しについての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 初めに、議案第20号の財産の取得についてであります。総務常任委員会所管事項であります、学校教育部に関わりがありますので、御説明申し上げます。

学校の全ての普通教室にルームエアコンを整備するまでの早急の暑さ対策として、小学校で247台、中学校で103台、合わせて350台の簡易クーラーを2千618万円で旭陽電機株式会社から買収しようとするものであり、夏休み前に配置する必要がありますので、納期の関係上、先議をお願いするものでございます。

続きまして、第2回定例会に提出を予定しております報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてのうち、学校教育部所管分について御説明を申し上げます。いずれの事業も完了が令和6年度となることから、議案別紙、令和5年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書にお示ししております、10款教育費2項小学校費、事業名、給食施設整備費、同じく学校施設大規模改修費、学校施設改修費、学校施設冷房設備整備費、学校施設大規模改造費、千代田小学校増改築費、豊岡小学校増改築費、永山西小学校増改築費及び10款教育費3項中学校費、事業名、学校施設大規模改修費、学校施設改修費、学校施設冷房設備整備費、学校施設大規模改造費については、繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会

に御報告を申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○向井子育て支援部長 報告第1号、令和5年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、子育て支援部に係る事項について御説明を申し上げます。

繰越明許費繰越計算書のほうを御覧ください。3款民生費2項児童福祉費のこども誰でも通園制度（仮称）試行費でございますが、令和5年度末に着手し、令和6年度末まで実施するものでありますことから、1千727万5千円について、このたび繰越しを行ったことを報告するものでございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費の子育て応援緊急給付金でございますが、対象者は、令和5年度中に生まれた乳児を養育している方であるところ、まだ申請をされていない方については、令和6年度中も引き続き申請を受け付けるため、3千477万5千559円について、このたび繰越しを行ったことを報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、宿泊を伴う学校行事に関わる費用負担についてを議題といたします。この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○中村みなこ委員 よろしくお願いします。

就学援助制度が年々拡充されてきていることは、この前の予算等審査特別委員会でも取り上げさせていただいたところですが、先日、市内小学校の宿泊研修担当の教員から、今年から準要保護世帯の児童の宿泊費が新たに負担させられることになったのだけど、どういうことなのかという問合せがありました。それでそれに関して何点か質問させていただきます。

小・中学校の宿泊研修関連の就学援助についてお伺いします。具体的な支援の内容はどのようなになっているのかお示してください。

○山本学校教育部学務課長 旭川市就学援助費交付要綱では、宿泊研修費の支援として、交通費、見学科その他児童生徒の保護者が均一に負担すべき経費の実費と定めており、その他の経費の具体的内容としては、旭川市就学援助費交付事務取扱要領において、体験学習に係る経費、しおり代、一律にかかる写真代、傷害保険料、夕食代、朝食代としております。宿泊研修出発の当日までに認定された宿泊研修に参加した児童生徒に対し、これらの経費を原則として1、2学期分は11月末まで、3学期分は3月中旬までに支給したところでございます。

○中村みなこ委員 交通費、見学科、体験学習の経費などは支給されていますが、宿泊料は支給対象ではありません。

それでは、修学旅行の就学援助の支援内容についてお伺いします。

○山本学校教育部学務課長 旭川市就学援助費交付要綱及び旭川市就学援助費交付事務取扱要領では、修学旅行費の支援として、交通費、宿泊料、食事代、見学科及び参加児童生徒の保護者が均一

に負担する必要経費として、体験学習に係る経費、旅行取扱料金、一律にかかる写真代、傷害保険料、添乗員経費などの実費代としていただいております。

○中村みなこ委員 修学旅行の宿泊料は支給対象とのことですが、修学旅行も宿泊研修も、どちらも宿泊を伴う行事となっているのに、宿泊料の支給に違いがあるのはなぜなのでしょう。

○山本学校教育部学務課長 支給内容の決定に係る過去の検討経過の記録は、保存年限を超えているため詳細は確認できませんが、宿泊研修では、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川やネイパル砂川を研修先として選定する小・中学校が多く、これらの施設では、就学援助の対象者は施設利用料を減免する取扱いとしているため、支援対象外としたと考えられるところでございます。

○中村みなこ委員 宿泊研修の利用施設で減免措置があったからということで理解いたしました。

では今回、準要保護世帯だけ宿泊研修の宿泊費が新たにプラスで負担になった経緯について伺います。

○山本学校教育部学務課長 ネイパル深川を利用した場合、昨年までは、要保護世帯及び準要保護世帯は施設利用料の免除対象となっており、負担は生じてなかったところであります。本年度より、準要保護世帯は利用料がかかることとなり、新たに宿泊料金670円の負担が生じることになるとの情報が学校から寄せられたため、北海道教育委員会に照会いたしましたところ、準要保護世帯を免除対象から外すことを取りやめ、昨年までと同様の取扱いとする旨を確認いたしました。

なお、この取扱いについては、今後、施設の指定管理者から各学校等に対し周知する予定であることも併せて確認したところでございます。

○中村みなこ委員 共産党市議団として今回の負担増の情報を得てから、市教委の皆さんへの問合せや今回の質問に関連してのやりとりをしてきたのですが、それと並行して、道立の施設に関することですので、真下紀子道議会議員にも連絡し、道レベルでも問合せ、申入れをいたしました。その結果、元に戻す、昨年同様の取扱いにするとしたわけですが。

先週、ネイパル深川から学校に、免除対象にするので申請をやり直すようにと、もう既に連絡が入っていると聞いています。ネイパル深川は道所管施設ですが、指定管理者に運営等を任せており、その判断で、準要保護世帯を免除対象から外すことになったようです。さらに調べているうちに、砂川のネイパルでは、今までどおり準要保護世帯が免除対象であることが分かり、道立の同じような施設で違うのはおかしいのではないかと、ましてや市教委にも知らせず、各学校にも免除対象変更の連絡が、先月だと思うんですけど、職員会議の提案とか保護者説明会などの準備をしている最中に知らされたということで、現場では混乱、困惑したという状況でした。結果的に元に戻って本当によかったなと思っているところです。

ちなみに、国立の施設の利用料はどのようになっているのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 令和5年度の本市の小・中学校の宿泊研修において使用された美瑛町の国立大雪青少年交流の家では、使用料は小学生から高校生までは1泊600円となっておりますが、要保護世帯及び準要保護世帯については一部免除の取扱いとなり、半額の300円となっております。

○中村みなこ委員 大雪青少年交流の家では、全国28か所の施設に係る経費を政府予算では経費が賄えないからという理由で、昨年の9月に、令和6年度から値上げするというお知らせが、国立青少年教育振興機構から利用団体宛てに出されているようです。せめてそれぐらい前もってのお知

らせは必要だと思います。

それでは、宿泊研修は道立、国立の施設を利用することがほとんどだと思っていたのですが、それ以外の施設を利用している学校はあるのでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 令和5年度においては、札幌市の施設を利用した中学校が1校、民間の施設を利用した中学校が1校となっているところでございます。

○中村みなこ委員 学校数は少ないのですが、実施している学校があると分かりました。具体的な就学援助における宿泊研修費の支給内容は冒頭でお示しいただきました。今回、ネイパル深川の準要保護世帯の免除が元に戻ったとはいえ、今の物価高騰がいつ収まるのか全くめどが立たない中、今後上がることも考えられます。ましてや民間を利用している実態もあるなら、修学旅行同様、施設利用料などの宿泊料も就学援助の内容として入れるようにすべきだと考えます。いかがでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 就学援助を受けている児童生徒の宿泊研修費の支援としては、これまで宿泊料は対象としておりませんでした。施設利用料が減免されていたこともあり、大きな負担は生じていなかったと認識しているところであります。宿泊料を支援の対象にした場合、新たな財源負担が生じることとなり、特に民間の施設を利用した場合は高額となることも想定されますことから、ほかの自治体の状況等を調査してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ、支援対象に入れていく方向で御検討いただきたいと思います。

そして少し別の話になりますが、修学旅行の引率教員の宿泊費が物価高騰の中、上限を超えてしまうという事態になっていて、先生方が持ち出しをしなければならないという話が聞こえてきました。ちょっと詳細についてはまだ調べておりませんが、道の話ですので市ではどうにもならないということで把握しております。それでも、もし本当にそういうことがあるのであれば、納得できないなと思っているところです。今までにない事態で適用できる規則がないというのであれば、新たにつくる方向で動くべきではないかと考えております。どちらも予期せぬところで突然負担増となったときに、市として最善を尽くしてほしいということも付け加えさせていただきます。あわせて、本市の子どもたちの学び、その子どもたちを指導する先生方に関わることです。道の管轄だから市教委は知らないでは済まされないと思います。しっかりと道との連絡のシステム、連携等見直しをしていただいて、本市の教育をしっかりと把握し、よりよいものにしていただきたいということをつけ加えまして、私からの質問を終わらせていただきます。

以上です。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 すみません、通告も何もしていません。今の中村みなこ委員の質疑を聞いて、最後におっしゃられた修学旅行の引率教員の旅費の件なんですけども、実は私も、ある学校の教員からそういう話を聞いていました。まだちょっと詳細は詰めているわけじゃないんですけども、その方がおっしゃるには、周辺の自治体では、道の旅費規定を超えた部分については、自治体の補助があるってところがあるんだという話なんですよね。どこの自治体なのか、金額だとか、それから基準等ももう少し調べてってということで、ちょっとそれを待っているところなんですけども、やっぱり今の宿泊料の高騰の中でそういうことに直面する学校が結構あるんじゃないかということで、何らかの形で調査をするべきではないかなというふうに思います。

私も現職のとき、持ち出しをしなければならないことに追い込まれたことがありました。いろんな工夫をしながら、実負担がないようにっていうようなことはやりましたけども、でもやっぱり目に見えない形で様々な負担がありますし、まして今の宿泊料金の高騰の状況は、その当時から比べても、ちょっと比較にならないんじゃないかなと思うんですね。

様々な学校の教育活動が、そういった物価高騰ですとか経費の負担等で、非常に難しくなっている現状を広く市教委としても認識をすべきじゃないかなと思いますので、改めて、あまり調査、調査というと学校のほうに怒られますので、実態把握は市教委の責任で努めていただきたいなと思います。

以上です。要望ということでお願いします。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時38分